

○届書記載事項証明書・届書等情報内容証明書とは

戸籍届書は、秘密性の高い情報が記載されているため、その性質上原則として非公開とされていますが、一定の「利害関係人」のかたは、「特別の事由」がある場合に限って、その書類に記載した事項について証明書（届書記載事項証明書）や届書等情報の内容について証明書（届書等情報内容証明書）を請求することができます。（戸籍法第48条第2項、第120条の6）

特別な事由とは、記載事項証明書を取得しなければ、利害関係人として意図する権利行使ができない場合です。

利害関係人		<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出事件の本人</li> <li>・届出人本人</li> <li>・届出事件本人の親族（遺族年金や死亡保険金の請求者等）</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
特別な事由 (例)	死亡届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金、厚生年金、共済年金の遺族年金の受給者本人からの請求</li> <li>・簡易生命保険の死亡保険金受取人本人である親族からの請求 (※郵政民営化前の契約で、保険金額が100万円を超えるものに限る)</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
	死以外の届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・婚姻、離婚等の無効の裁判の申し立てをする場合</li> <li>・外国籍のかたが日本で行った身分行為を、自分の国の大使館等へ報告する場合</li> <li>・親権者変更や、離婚後の子の監護に関する裁判手続等に提出する書類として用いる場合</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

【令和6年2月28日までの届書】

- ・本籍地以外の市区町村に届出をした場合、届出地の市区町村での保管期限は1年間となります。
- ・川口市が本籍地の戸籍届書は届出月の翌月末頃に、管轄法務局に送付されます。届書移管の時期は目安となります。届書が移管された後は、法務局で証明書の請求をしてください。

【令和6年3月1日以降の届書】

- ・本籍・非本籍人にかかわらず、受理地において5年間保存されます。

※「保存期間経過後」または、「管轄法務局へ移管後」は市役所では請求に応じることができません。